

## 子育てサポート企業～基準適合一般事業主認定企業～について

策定した一般事業主行動計画の目標を達成するほか、一定の要件を満たした企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けると右の認定マーク（愛称「くるみん」）を求人広告、自社の商品やその広告などにつけることができ、「次世代育成支援対策に取り組んでいる企業」としてイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。



### 長崎労働局管内認定企業名一覧（平成23年6月10日現在）

認定決定件数 1件

公表企業件数 1件

	企業名	住所（市町村）
1	株式会社 長崎新聞社	長崎市

### 一般事業主行動計画の策定はお済みですか？

次世代育成支援対策推進法により行動計画の策定・公表等と労働局への策定届提出が義務となっています。\*1

急速に進む少子化のスピードを緩やかにするために、次世代育成支援対策（次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成されるための環境整備）について、国、地方自治体だけでなく、事業主のみなさんにもその取組が求められています。

事業主には、次世代育成支援対策として自社の雇用環境の整備に係る取組や地域社会等が行う子育て支援事業への協力等に取り組むことが求められており、その取組にあたっては、計画期間、目標、その目標達成のための対策と実施時期を定める「一般事業主行動計画」を策定してください。

## 「行動計画」で定めなければいけないこと

計画期間	目標	目標達成のための対策と実施時期
------	----	-----------------

「モデル行動計画」がダウンロードできます

([http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl\\_01](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html#dl_01))

## 「行動計画」の目標として考えられるもの

- ・ 自社の育児休業並びに育児のための短時間勤務制度などの内容を従業員に周知し、取得率や理解度を高めること
- ・ 育児・介護休業法を上回る育児休業等の制度化
- ・ 男性従業員に対する配偶者出産休暇の創設や日数を増やすこと
- ・ 時間外労働の削減
- ・ 年次有給休暇の取得率を上げること
- ・ 地域が行っている子育て支援活動への協力
- ・ 生徒・学生の就業体験等の実施（実施回数を増やす）

## 「行動計画」を策定したら

従業員への周知	見やすい場所への掲示、配布、電子メール等での送付
外部への公表	インターネット利用（自社HPや両立支援のひろば* <sub>2</sub> ） 閲覧用に備付け
労働局への策定届* <sub>3</sub> 提出	本社所在地を管轄する都道府県労働局へ 郵送可

### \* ひとこと解説 \*

\* 1 平成 17 年 4 月から施行された次世代育成支援対策推進法において、常時 301 人以上の労働者を雇用する事業主には、一般事業主行動計画の策定が義務づけられていました。その事業主の範囲が、平成 23 年 4 月から、101 人以上 300 人以下の事業主にまで拡大されました。

なお、労働者には正社員だけでなく、契約社員やパート社員も含まれます。

\* 2 「両立支援のひろば」とは、厚生労働省が開設しているサイトです。一般事業主行動計画の公表の場として利用ができます（無料）。

このサイトでは、行動計画だけでなく、他社の両立支援に関する取組を見ることができます。「両立支援のひろば」 <http://www.ryouritsu.jp/hiroba>

\* 3 「一般事業主行動計画策定届」の様式の入手方法

厚生労働省のホームページからダウンロードができます。

厚生労働省（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>）

次世代育成支援対策推進法の詳細についてもご覧いただけます。